

水道利用加入金について

令和元年10月1日現在

建築物の新設及び増改築により、水道工事を行うときは、事前に和光市上下水道部水道施設課へ申請を提出し、承認を受けて施工してください。承認を受けずに水道工事を施工した場合は、給水停止や管のやり直し等をしていただくこととなりますので特に注意してください。

なお、水道施設課への申請書及び水道工事は、別紙の指定給水装置工事業者に、また、工事を発注される場合は、指定給水装置工事業者であるかの確認をしてください。

水道加入金に伴う負担金概要

1 水道利用加入金 (1水道メーターの場合) (給水条例第5条関係)

メーター口径	加入金			メーター口径	加入金		
	税込加入金	加入金	消費税相当額		税込加入金	加入金	消費税相当額
φ13mm	104,761円	95,238円	9,523円	φ50mm	2,095,237円	1,904,761円	190,476円
φ20mm	157,142円	142,857円	14,285円	φ75mm	4,190,475円	3,809,523円	380,952円
φ25mm	209,523円	190,476円	19,047円	φ100mm	8,380,951円	7,619,047円	761,904円
φ40mm	1,047,618円	952,380円	95,238円	φ150mm	16,761,904円	15,238,095円	1,523,809円

- 複数個の申込みを行う場合は、1個当たりの税込加入金に数量を乗じてください。
- 口径を増す場合は、対象となる加入金の額を差引して得た額に消費税率を乗じて得た額を加算したものが加入金（税込）の額となります。
- 既設の水道メーターを使用しメーターを増径または相殺するときは、別途、水道施設課にご確認ください。

2 配水管工事負担金 (給水条例第6条関係)

開 発 区 分	負 担 区 分
・ 和光市水道事業給水条例第6条第1項各号に該当する場合 例) 15個以上の水道メーターを新設する建築物の新築・増築・改築及び移転工事 ●他にも条件がありますのでご確認ください。	1水道メーターにつき 加入金相当額

加入金等の計算例

水道メーターの口径を増径するときの計算例

(1) 既設水道メーター（13mm1個）を20mmへ増径する場合

①加入金の額を差引する。 ②差引後の額に消費税率を乗じる。 ③差引後の額に税額を加算する。

20mmの加入金	13mmの加入金	差額	税額	税込加入金
142,857円	95,238円	47,619円	4,761円	52,380円

(2) 既設水道メーター（13mm2個）を20mm1個へ増径（相殺）する場合

20mmの加入金	13mm2個の加入金	差額	税額	税込加入金
142,857円	190,476円	0円	0円	0円

※ 13mm1個当たり95,238円の加入金となります。

※ 47,619円の余剰金が生じますが、和光市水道事業給水条例第5条第4項の規定に基づき還付しないものとする。

配水管工事負担金の計算例

● 2 配水管工事負担金の表中に定める15個以上の水道メーターを新設する場合の計算例
30戸のマンションを計画した場合

①1個当たりの価格は税込加入金とする ②税込加入金に申込件数（個数）を乗じる

メーター種別	口径	数量	申込区分	税込加入金
親メーター	50mm	1個		0円
共用栓	20mm	1個	新設	157,142円
各戸メーター	20mm	30個	新設	4,714,260円
税込加入金の合計額				4,871,402円
配水管工事負担金の額				4,871,402円

和光市水道事業給水条例第6条の規定に基づき加入金相当額

3 手数料 (1水道メーターにつき) 2,000円

(注) 以上の加入金、負担金及び手数料は和光市給水条例等の変更により金額が変わることがあります。

問い合わせ先

和光市上下水道部水道施設課

電話 048-463-2153